

2024 年 5 月 23 日

11 月祭事務局

第 66 回京都大学 11 月祭全学実行委員会への提案

1. 議事（案）

- (1) 全学実行委員会結成決議
- (2) 全学実行委員会委員長選出、議長選出
- (3) 事務局の承認
- (4) 全学実行委員会の性格
- (5) 事務局の任務及びその基本姿勢
- (6) 諸確認点
- (7) 前年度決算報告
- (8) 諸提案
- (9) 諸決議
- (10) 第 66 回京都大学 11 月祭における酒類取扱について

2. 全学実行委員会の性格（案）

- (1) 当実行委員会は京都大学 11 月祭に参加する意思を有する者すべてを構成員とする。
- (2) 当実行委員会は京都大学 11 月祭に参加しようとするもの全員の多様な意思に立脚して全学的 11 月祭の開催を目指す。
- (3) 京都大学 11 月祭に参加し、第 66 回京都大学 11 月祭の開催を望むものは、誰でも思想・信条の如何を問わず、当実行委員会の一致点に基づいて当実行委員会に自分たちの企画の代表を送り、または自らの企画の代表として参加することができる。
- (4) 当実行委員会での議決は議論を尽くしたうえでの全会一致を原則とする。

3. 事務局の任務及びその基本姿勢（案）

- (1) 事務局は全学実行委員会での一致点を踏まえて、11 月祭の包括的な実務を行い、かつそのために必要となる包括的権限を与えられる。
- (2) 事務局は事務局長を代表とする全一的団体であり、全学実行委員会の指導・助言・承認を受けて行動し、全学実行委員会に対して全事務局員が連帯して責任を負う。
- (3) 事務局は全学実行委員会に対してのみ責任を負い、他のいかなる機関の支配も受けてはならない。
- (4) 全学実行委員会は現事務局が本年度の実務を終えた後、全学実行委員会の空白期の実務一般及び第 67 回京都大学 11 月祭全学実行委員会の招集を任務とすることを承認する。
- (5) 事務局はいかなる場合にも、紛争当事者となることを極力避ける。

- (6) 紛争は、その当事者の自主的解決を待つ。このため、全学実行委員会等のあらゆる場を提供する。
- (7) 事務局裁定案は、全学実行委員会での賛同を得なければ強制しない。
- (8) 予算等の重要議案は、全学実行委員会において十分審議を重ねる。
- (9) 重要議案が実務の範囲を超える場合、事務局が単独で企画と交渉することや取り決めに結ぶことは極力避ける。

4. 諸確認点（案）

- (1) 他の企画に対する妨害は認められない。
- (2) 企画間の紛争が起きた場合には全学実行委員会場で解決するか、当事者間の話し合いで解決することを原則とする。
- (3) 事務局は、11月祭の事務処理上必要な場合には企画参加を制限することができる。
- (4) 第66回京都大学11月祭全学実行委員会ならびに11月祭事務局は、必要に応じ次年度以降の11月祭に関わる活動を行うことができる。

5. 第61回京都大学11月祭における日程問題・飲酒問題に関する大学介入の確認（案）

第61回京都大学11月祭において、大学から日程短縮を余儀なくされる旨の一方的な通達があり、加えて、飲酒問題対策として全面的な禁酒の要求があった。このような大学の介入があったことと、こうした大学の意向が全学実行委員会の決定に大きな影響を及ぼしたことをここに確認する。

6. 前年度決算報告（案）

（別紙1参照）

7. 統一テーマ公選日程（案）

統一テーマ案募集	: 6月22日（土）（0:00 JST）～7月6日（土）（23:59 JST）
予備投票期間	: 7月16日（火）（0:00 JST）～7月30日（火）（23:59 JST）
決選投票期間	: 8月1日（木）（0:00 JST）～8月15日（木）（23:59 JST）
中間発表	: 8月8日（木）（12:00 JST）
結果発表	: 8月19日（月）（12:00 JST）

8. 原理研究会の11月祭からの追放に関する京都大学11月祭全学実行委員会声明ならびに決議（案）

11月祭は京大における全学生の自主的・創造的活動の場である。また、京都大学11月祭全学実行委員会は、この11月祭の本質的意義を尊重し、11月祭を成功させるべく企画を主催しようとするあらゆる団体・個人によって構成されている。したがって、京大内の諸団体・諸個人は、その思想・信条等の如何に関わらず、自主的学園祭たる11月祭を成功させる意思に基づいて、京都大学11月祭への参加・全学実行委員会への参加が保障されているのである。これは、11月祭の本質的

意義を守る為に、一貫して保持されてきたところの絶対的な原則である。

しかし、11 月祭からの追放が京都大学 11 月祭全学実行委員会の全会一致で確認されている団体が存在する。原理研究会とそれに関する団体である。

それらの団体は、1970 年第 12 回京都大学 11 月祭において、京都大学 11 月祭全学実行委員会の承認を得ず、また大学当局にすら無断で警察隊を学内へ導入した。警官が大学構内に勝手に入構することは、大学自治を侵すものであり、とりわけ 11 月祭への介入は、11 月祭の本質的意義を脅かす重大な事態である。直ちに開催された全学実行委員会においては、以下の決議、すなわち、

原理研究会とそれに関する団体が京都大学 11 月祭全学実行委員会に対して、真摯なる自己批判を行わない限り、今後原理研究会とそれに関係する団体の 11 月祭への如何なる形での参加も断じて認めない。

という決議があげられ、それらの行為に対する厳しい批判がなされた。それにもかかわらずそれらの団体からは一切応答がなかったことにより、この決議は実行され、それ以降毎年この決議は全学実行委員会において確認されているものである。

原理研究会とそれに関する団体は、今にいたるまで自己批判をしておらず、あまつさえ第 24 回京都大学 11 月祭全学実行委員会による立看板（原理研究会追放声明ならびに決議）を破壊し、宣伝ビラにおいて全学実行委員会への誹謗中傷を繰り返すなど 11 月祭に対して自らが行った悪事への反省の色さえ全く見せていない。また、他大学においても学園祭に参加した時には、自らの団体と異なる見解を持つ諸団体に対して攻撃を加えており、原理研究会はそれを現在でも正当としている。すなわち、原理研究会の活動は近年でも活発であり、自主的・創造的活動の場としての 11 月祭に何かしらの形で介入しようとする姿勢を崩していない。

今年度、京都大学 11 月祭全学実行委員会は、原理研究会追放に関する経過ならびに原則・決議をここに再確認し、今後ともこれらを貫いていくことをここに表明する。

第 66 回京都大学 11 月祭全学実行委員会

9. 第 66 回京都大学 11 月祭における酒類取扱について（案）
（別紙 2 参照）